Inches
Centimetres
KODAK Color Control Patches
©Eastman Kodak Company, 1997
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black

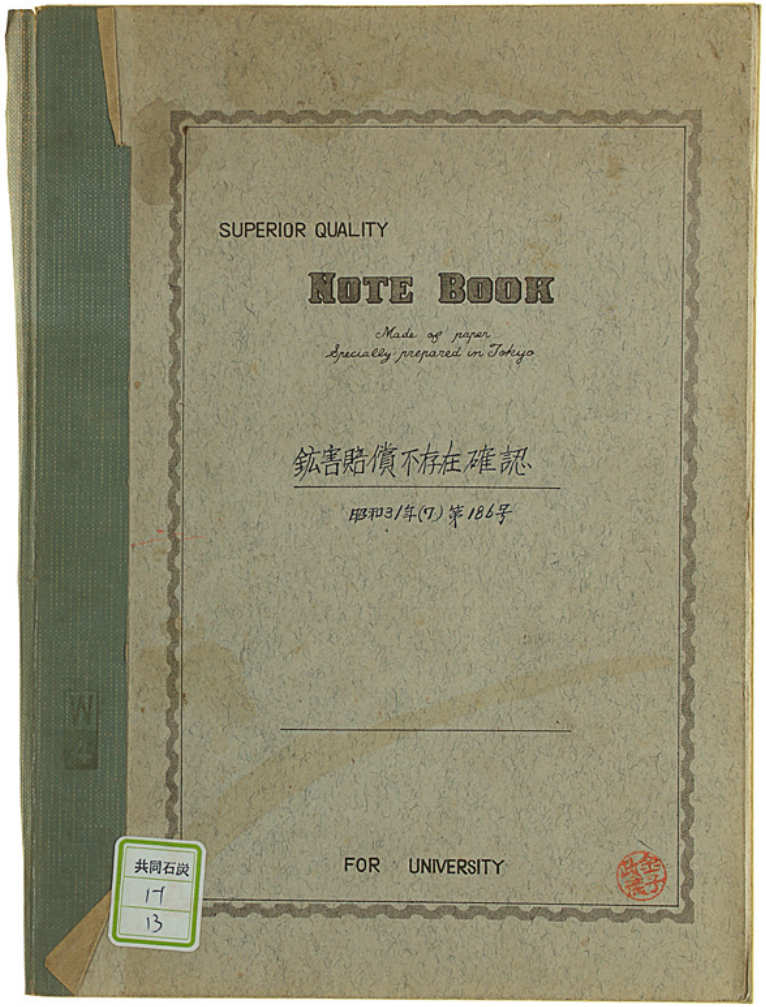
SUPERIOR QUALITY
NOTE BOOK
Made of paper
Specially prepared in Tokyo
鉱害賠償不存在確認
昭和31年(ワ)第186号
FOR UNIVERSITY
共同石炭
17
13

Index

NO.			Page

S.T.Y. NOTE

Index

No.			Page

S.T.Y NOTE

右謹啓仕り候
被告代理人　水嶋嘉人㊞

答弁書
原告　[illegible]

乙

訴状 説明書

被告　共同乳売統合株式会社
被告　野上作松、外1名

左記事件の統合補償債務不存在確認請求事件について被告は左の通り乙第1、2号証の訴状を説明します

昭和32年7月10日

被告　野上作松
被告　永野留吉

福岡地方裁判所民事部
殿

乙第1号証（地内外国保険）

イ、証拠説明

1. 本図は昭和31年8月9日原告会社日本鉱業株式会社専務取締役より日本郵船株式会社との関係を説明する為提出せるものである

2. 本図に依っても被告振興産業株式会社所有家屋は鉱区保（原告提出書証第1号証添付図い、ろ、は結び線）より1.2m、山内敏所有家屋は3.5m、山本武市、山本貴所有家屋は1.2m、谷岩太郎所有家屋は1.7mの地点に存在している事が明らかである。

3. 本図は原告が自己の有利なる如く作成したものと考へられる然るに本図を以てしても尚且つ此の請求原因第3項に於ける主張が誤っている事が明白である

4. 本図と原告提出書証甲8号証とは同一なるものと考へられるにも関らず一致せざるわはまことに不可解である然って原告は都合自己に有利なる様に作図していると考へられる

5. 原告会社は鉱業法は昭和26年9月26日新法の施行に伴い鉱業権者会社との主金関係の法律関係に基づき地下採掘の事実発覚し鉱業法との争議を生じたる事実がある。斯かる過去を有する原告が作成したる乙第1号証及原告提出甲第4号証は信用することが出来ない

ロ、主張趣旨

原告請求原因第3項を否認する理由を述べる。

乙第2号証（採掘保証）

イ、証拠説明

1. 本書は昭和31年9月28日被告野口鉱業が原告に対し石炭採掘の保証に付き書類を以て結内したのに対し同月30日原告より回答したものである本書は原告の供託地下採掘を明らかにするものである。

2. 本書は原告の鉱業法第64条違反を明らかにする為提出したものである

3. 鉱業法第64条は他人地下共5m以内を採掘する場合予め物件所有者の承諾を求め鉱業権者を間接官庁に提出するやう規定している。
この法律の精神は他人地下でも5m以内を採掘すれば当然其の地域に鉱害が発生するとの前提に立っているものであって他人物件所有者の保護を規定するとともに採掘を制限している本書及乙第1号証によって被告の殆半数の所有家屋が地下5m以内に存在している事が判明する

4. 本書及乙第1号証によって算定すると地下5m以内の被告所有家屋は別紙第1の通りである

5. 本書及乙第1号証は原告が自己に有利に作製記入したものと考へられるにもかゝわらず別紙の如く

2

地下50m以内に存在している。

6. 本書及び第1号証に徴して明らかなごとく原告は津部売アの採掘を行っている。従つて仮に請求原因第4項6行目以降記載の被害限界角(45°)以内に被告部有家屋が存在しているとしても被告部有家屋に被害が生じないとの原告の主張は才的な見解に過ぎない。即ち津部売アあるいは陸稲売アの採掘の場合には被害限界角なるものが被害範囲測定の基準とはなり得ないからである。

ロ. 主張の趣旨

1. 原告の鉱業権第6号像畫区の主張
2. 津部採掘による他人被害の主張
3. 仮に請求原因第4項後段の主張

別紙

1. 海苔ハウス左一片より(深さ18.2m)

桜堂市右衛門	地下	23.5m
山内 毅	〃	31.0m
山本 豊	〃	48.7m
先本 宏樹		46.0
上撰善右衛門		47.2
坂上 信私		48.7

2. コーモリア左三片より(深さ27.1m)

西野 鶴私 地下 48.5m

昭和31年(ワ)第186号　仮処分

準備書面(第1回)

原告　[illegible]
被告　[illegible]

右当事者間の頃書請求事件について原告は次の通り陳述する

昭和32年4月　日

原告代理人　[illegible]
同　[illegible]

[illegible]
[illegible]

本件準備書面において原告は被告提出の昭和31年7月19日付[illegible]覚書記載の事実に対し左記の通り反駁を陳述する

1. 乙第1号証について

(イ) 認否　不知

被告は本証は原告が日吉地区内と才日部落住家の間伐を禁止する為提出した図面であると主張するが、本証は原告の作成した図面でなく被告に於て右図面を複写若しくは模写したものと思料される図面である。本証はそれが如何なる方法で作成したかは原告は不明である

(ロ) 覚書[illegible]記載事実に対する反駁

① 原告が作成請求図第1[illegible]に於て被告所有家屋は本件[illegible]20[illegible]を超

た地点に存する旨記載したのは被告等部落民家屋の大半が右地域に存する為恰恰的に鉱区内と家屋の関係を主張した迄のことであり、本件家屋のうちその一部が2m以内に接せる地点に存することを否定する趣旨ではない（訴状第4項にこの位置関係は明らかにしている）

本件に於て問題となるのは鉱区内と本件家屋の距離でなく本件鉱区に於ける採掘跡と本件家屋の関係である

訴状第5項原因第3項は被告部落の家屋が原告の鉱区外に存することを主張するに過ぎない（尤も後段は本件家屋に生活騒音が原告の石灰採掘により騒音を生じたと主張するものであれば被告等に於て騒音の発生事実を主張するか右は原告の現鉱区外の騒音であるから原告の採掘に基因する騒音であることを被告が主張することを要する旨を明らかにしたものである）

② 次に被告は本訴と第4号訴が同一でないと主張するが甲第4号訴はその訴状送達前に於て既に昭和31年10月6.7日抗告取消作業の完了を待って訴外日鉱鉱業と原告間に於て宅地例等の結果に基き日鉱鉱業と原告が確認した問題である乙第1号証の基本となったと考えられる原告の送達日は それ以前部分的に作成土地に関商を結合して出来たものである。従ってその間に若干の差異があるとすれば右は送達日の期間の進捗に於て生じたものと考えられる

このことについては被告に日鉱鉱業と宅地例等の結果を正しく共同送達することを為し被告もこれを了解したものである

従って乙第1号証は第4、第5号証と同一であることは明白であるから甲第4号証との差異は更に増大することは容易に考えられるところであり、かゝる問題を以て甲第4号証の信憑性が毫も失われるものでない。

2. 乙第2号証について

(1) 証拠　成立を争わず主張趣旨を否認する

(2) 証拠説明に記載事項に対する反駁

① 被告は原告の海星八尺坑採掘につき鉱業法第64条保安の措置があることを理由に鉱害の発生を否認しているが原告が海星八尺坑の採掘を始めたのは昭和29年であり当時は特別非常時臨時法により採掘制限を緩和する特別措置がとられ現在、原告は本件海星八尺坑の採掘についても鉱業権の認可を受けて採掘済したものである。

② 仮に原告の海星八尺坑採掘につき鉱業法第64条保安に関する採掘設計が部分的に存するとしても鉱害の有無につき右は分離の関係もない。鉱業法第64条保安の採掘がするから鉱害が発生しないと主張は交通事故がないから絶対に交通事故が発生しないという論法と分離するところがない

③ あまつさへ鉱業法第64条保安は建物の地表、以下50m以内の場所に於て鉱物を採掘する場合は

建物管理人の承諾を得ることを要することを定めた規定であり右範囲内に於ける鉱物の採掘自体を禁じたものではない

右は同條但書に管理人はある営の現由なしとその承諾を拒み得ないことを規定する趣旨からしても右は明白である

鉱業法第64條は鉱業と一般公衆その他地上の公益との調整のためさまざまな制限規定であり、鉱害の発生は右制限区域と無関係で鉱害は採掘跡と地上物件の距離関係の関係（限界角）によって定められたものである

㊃況に鉱業は原告が使命の業務を採掘しているから限界角外。従って関係なく鉱害は生ずる旨主張するが右は全く根拠のない主張である

採掘跡端が遠ければ遠い程採掘端の限界角はそっているものであって地表上の地点（陥下端）は採掘端に近ずくこと（従って鉱害発生範囲が縮少すること）は自明の理であって、被告がかかる主張をなすことは、被告の本件鉱害賠償が何等の根拠もなく違法なものであることを如実に物語るものである。

以上

昭和37年(ワ)第186号

訴状説明書

原告　[illegible]株式会社

被告　野上化粧　外15名

右当事者間の損害賠償不存在確認請求事件につき原告代理人の通り甲第10号証乃至同第15号証の訴状説明を為す

昭和37年　月　日

原告代理人　松崎　幸雄

同　松崎　嘉人

[illegible]地方裁判所[illegible]部　御中

甲第10号証ノ1乃至26（日誌）
甲第11号証ノ1乃至19（日誌）

(イ) 証拠説明

(1) 本号証は原告会社日活撮影所の庶務係長である田中董の個人日誌であり、同人が自己の職務に関連する事項を後日の参考に資する為記帳したものである。本誌は右日誌のうち特に本件に関係ある事項を記載する日誌の分を抜粋したものである

（抜粋されたのうち関係部分のみを記載し関係以外のものは省略）

(2) 本誌には被告等が相模湾撮影所第壱号を完成して被告等所有家屋に原告の不完全撮影により撮影が発生したと主張し、金地色の撮影機有名なる日活撮影と共同調査を要求して以後本訴提起に至るまでの長時間原告が自己の不完全撮影による撮影によるものでないことの挙証する為に為した作業の経過が逐一詳細に記載されている。

(ロ) 立証趣旨

(1) 被告等が被告等所有家屋へつき原告の不完全撮影による撮影被害であることを主張致しまつた事実

(2) 原告が被告等の右主張に対して原告の不完全撮影による撮影でないことを撮影日誌撮影との共同作業により明らかにした事実

(3) 右にも拘らず被告等が次々と原告に不必要な調査を求め、執拗嫌がらせをして不当な賠償を為しめんとしていることを証する

甲第12号証ノ1乃至43（作業日誌）

(イ) 証拠説明

本証は原告会社日活撮影所企画課に於て被告等主張所謂撮影作業並に撮影現場作業の作業経過を明らかにする為作成した日誌である

右日誌は作業全部毎日作成されているが本証は右日誌中重要と認められる日誌の分のみを抜萃理記したもの

本日誌中には被告等との交渉経過の一部が記載されているが、右は甲第10、11号証と日誌内容等は一致している

(ロ) 立証趣旨

甲第10号証ノ1乃至26、甲第11号証ノ1乃至19に同じ特に被告等主張所謂撮影作業、撮影現場作業の作業内容を明らかにする。

甲第13号証（要求書等）

(イ) 証拠説明

右号証は本件撮影問題に関し原告と被告等間に仲裁の労をとつていた訴外吉田常吉に対し被告等選出の撮影技師等委員が提示した撮影に関する要求書を訴外辻岡撮影技師が作成したものである。

(ロ) 立証趣旨

被告等が原告に対し撮影補償債権の存在を主張しこの支払を要求していた事実を立証する。

甲第14号証（紛争解決案）

(イ) 証拠説明

本号証は被告等の鉱害賠償要求に対し原告が最終的に回示した紛争解決案として委任長野比作氏に交付した文書の原本である。原告は同書に記載の如く鉱害債務の存在を否認するとともに新事を残う限り円満に解決すべく力めたものであるが被告は之を応ぜず原告に迫したため原告の手許に存するものである。

(ロ) 主張趣旨

原告が被告等の近隣関係を考慮し、本件につき地主の限り円満な解決を図ったが被告等は之を拒否し原告に鉱害賠償債務の存在することを信じ居なかったので原告は本訴提起のやむなきに至ったことを証する。

甲第15号証（坑内実測図）

(イ) 証拠説明

本号証は鉱害施行者が採掘年次毎に採掘箇所、採掘範囲等を明示し通産局に提出した坑内実測図である。原告は内容の検査のため抜萃八枚、二セット作成した

(ロ) 主張趣旨

甲第7、8号証の主張を補足する目的を以て主張せんとする坑内採掘の実情並びに状況が如何なるものであるかを証するものである

陳述説明書

原告　共同石炭鉱業株式会社

被告　野上作松　外15名

左当事者間の鉱害補償債務不存在確認請求事件につき被告は左の通り乙第3号証及第4号証の陳述説明をする

昭和32年7月5日

被告訴訟代理人　野上作松

〃　永野留吉

福岡地方裁判所

民事部　御中

乙第三号証（鉱害被害写真）

(イ) 陳述説明

本証は原告提出甲第10号証4記載の被告宅家屋内鉱害被害共同調査申入れの根拠となる鉱害状況写真にして甲第10号証2/3、4行記載の事実を記録せるものである

(ロ) 立証趣旨

本件に関し被告が原告及訴外株式会社鉱業所に対し共同調査を申入れたる事由に付き本証の如き鉱害が発生し居たる事実を立証する

乙第4号証（鉱害被害状況写真）

(イ) 陳述説明

本証は昭和31年10月10日頃右田部落家屋内状況を（共同被告なりしも後本訴より訴外となる）床下に生じ居たる鉱害の有様を考へられキレツを撮影写真撮影せるものである

(ロ) 立証趣旨

前証と共に被害発生の事実を立証する

証人呼出状

原告　芳月産業株式会社

被告（選定当事者）　野上作蔵

右当事者間の昭和31年(ワ)第186号　損害賠償請求不当利得返還請求事件に付　別紙の事項に関し証人として尋問するこんなつもりです。

33年6月27日午後1時当庁第一号法廷に出頭されたい

但正当な事由なくして出頭しないときは費用の弁償を命じ五千円以下の過料または五千円以下の罰金又は拘留に処せられることがあり尚勾引されることがある

昭和33年5月6日

横浜地方裁判所横須賀支部

裁判所書記官　有馬富士雄

6月12日午後1時に変更済
11月7日午後1時に変更

金子政信殿

別紙

訊問事項

証人　金子政信

1. 原告提出甲第5号証乃至第9号証は証人の作製したものであるか
2. 甲第5号証の内容は事実に相違ないか
3. その他関連事項

証人　池田茂

1. 芳月商会に何の用務でいらしたか
2. 芳月商会は如何なる資格のもとに活動されたか
3. 原告提出甲第10、11号証は証人の書いたものか又これは事実に相違ないか
4. 証人は被告等が損害賠償350万円を請求した事実を知っているか
5. その他関連事項

証人　牧山力也

1. 証人は明治鉱業埋立開発株式会社に従事したか
2. 証人は作業上の事実にどんなものがあったか
3. 作業の経過報告はどうしていたか
4. 甲第5号証の内容は事実にどうなっていたか
5. その他関連事項

91. 被告代理人（仲裁人）
約束通り金を拾ってくれと
92. 債権の持参人を要求して
時に約束ということなく
口銭の支払を請求する一部株式会社である。
93. 債権の保証人の責任があるのは分担債務
持参人イコール——上野銀行株式会社
くらべ、たし
持参人——流通証券——貴方のすべて勝手なこと
譲渡と言うとやめれば
94. 上海の仲間の証券は
注文は注文、保証は保証で責任を負わせ
提訴せず
95. 日本は支払を支払事は
26—27年　28年8月以降の場合は支払期限があった
支払
96. 第2回以後は支払の支払は注文ではなかった。
2月26
97. 支払の目的
地上の権利の性質、一般債権の性質
後で 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137.

78 吉田さんは会社をつくった
吉田さんの考えかたでは会社、自分統一性がない
考えかたもない

79. 会社の全体に対する費用はいくらか
この費用で先考えを出してもらってもらった 検討した

吉田さんの父に2億円貸したもの 一億円
が倉地 それでその株式をもらった
書ッ、銀行、石炭、ゴム、ゴム

80甲 そうだ これでですか
そうです はい

81. 一億の内の内五一億円 1億億金
が倉地 2億億銀行

82 南京
吉田さんが銀行金を2億貸ししてもらった(貸金)

83. 2億貸したかどうか 貸したかどうかではない
考えの方

84. 考えの方では銀行御信用で貸出した考え
ほうしゃ銀行御信用したことなし

85. 何か約30万円のキャ
全く知らない

86. 吉田氏外3人でも通じて貸出したことなし中、
又 申合せしたことなし

87 吉田さんの仲間はどうなったか
自分会社考え方、自分は銀行会社はなと考えているので、小さい会社 まりじゃ ありし
逃げた

88 前の貸金#手用方で 30万円貸金で
いと 積なし

89 #手貸金はどれ 吉田の代
#手氏は逃げいるので
代表としは代表積もり

90. #手貸金かはまんと入して
30万円はかりまんと入して 吉田の方も入していると思う

66. 政治的解決について日本の世論 (30.10.中旬)
朴大統領は今つは日本は政治的に全部
国家承認をしていると 連盟部をとろう
ンドルを持ってる、強くしたりなら 統治していないかと

67. その前に豊臣秀吉の朝鮮出兵
地図たし

68. 国書の結書
本物

69. 他の結合が多い所
1番ハの高山部落のこと 表現と

70. 明治年代 最近の前に 松尾の 橋 で 出 つ ぬ た

71. 統つ会
社長 ハ 10万円
事務金 5万円
松尾を 合 5年 過ぎ

72. 甲 14年 (10年書)を
断った

73. 野 大地図
自分の会社と吉田氏 中 つた 日本 中 の 部

74. 明石部会 会つた 逆部 分けの
日本は 全 統書 なの と 出 つ
表 社 試験 を して しれを 申入れた
大 高の 持 (会社) 二 年 と その 会社 書 に 出 る 者

75. 日本に来 売したの
始めは 拒 して みたが 手 後 は 出し 売った。

76. 会社 試験金を 支 拒 した
実 絶 した、 吉田氏の あった ん が 一 な・ 分 ぬ り

77. 表 交 の 人 は 会 つた
吉田氏が 仲介の 申入れ あった 事 を 朝 出 を 受 け た
二 年 間 中 つ た の で、 日 の 方 に 解

52. 待アの
コーセッア
53. 先ずい地あってこれと
その他の所有氏より希望があって
自宅を訪ねて聞いて　これは非常に難しい問題が
現在中止で申入れた
54. 中ごと単はし出張の部
そうこう
55. は地と部をかいる号を部除されれば
条件台で作って
1. 山吉氏宅の例地
2. 地地
3. 代行あるい出アの出
56. 地代を稼ぐ場合と出ないの
出地に完先してもらいが出アをもらって
57. 西川しその
はそっ方では市地そうしを中止は
58. 甲本5号　乙4号のアについて分譲地の要望しれの
1. 設の方の要望して、移設移転は土の八ではないかと言った
2. 他の後援会も土の八の方アとできる
1. 吉の方は下二戸アだから
この戸で移転・建って難さんいって土手保証を言った
59. この戸は陳ってない
分譲者の割号では住にとっていろし、地り上がって色から販売しても
移設者の中でとって
60. この戸の移転をて伺ってしまう
自分は土の八ではない、自宅は取壊中だし、後人と建物は八
つくって待ってくれとてみれた
61. 海岸沿の高地は自治体的に直
自宅の自主的。
62. 五明住宅が、洪住宅がその他の方
10号住宅分、一つ私5件目、そと
63. 20.21.22やっぱり出田阿部
64. 住宅建設したか
しました。
65. その3戸は
移転の移転したか
移転的に制限した

66. オーカーのみんなと会えるか
会えない
67. 10号の方
川崎市の公共さんがそして現在郵政で移転で移転先を出と言
68. 14戸、こ休の方が来る

69. オーカー住宅
6. 7戸
70. オーカーの自分
移転口ない　コイトをかける
71. コイトのしかけが　発表後が
見りかけた者。
72. 仮設住宅を中止しとが
住宅がやわらかいから中止
73. 甲12号の22号先生と工理はれてある地番が住っていなっ
と言ってて
地下に見つかるものと思い
74. これまで残り保証の発表をかけいこと発注
地表上を踏り分ない一戸家山にある、
つきとがある
75. オーカーカの使用法
電気にも、人力にはない
76. 電力で使用が動かず
移転
77. 現地

78. 地代総等者の分等年内
15 38年,
79. 自治会はこの国道と上戸移転をかけるか
そうだ
80. 南地前の例のあったとして、
住宅は出ない。
81. 甲12号(3月7日) 22号 発陸性が多いから作業中止しなり
これは自治会の移転、半月ほど住宅に入る
移転住宅の件について2つ前
発陸でなるから中止したい申入れた
何も動いてくれない

1. 先生方の坪下の方はこれ3号池の辺りか
そうだ — 2, 3.
2.2. 畝の高の左下は外の苗代にあったか 2つた
口数の結色伸に到って 1234対
山本部一の前の地 (2対位) — 2対
(2.3位)
2.5. その外に
上堤の ~~[illegible]~~ 2対 — ~~[illegible]~~ 2.5位
上堤の坪下に2対 — 2つあった
2.4. 立石浩作の坪下と才ヶ平さん
この辺りに 冬上り引揚し — 色強い
2.5. 荒巻のついそんな感じと思ったが 坪下
それも新田だった 何回も指定されて 分けて埋立てをした
2.7. 1の後は隣接の隣接の隣接の隣接
1.2.3. 7. 8はこれを主体 [illegible] 坪下 [illegible] 隣接
1.2.4 — 色強い
2.8. 最近はそんな感じはない
大体落葉 いたものとあれば
部落民は [illegible]
2.9. 上流
同じ
3.0. 湖面 — 倒れもせずに 光沢 坪下 [illegible]
才ヶ平さんの坪下が
[illegible] 30.2.12
3.1. この [illegible] と [illegible] の [illegible]
[illegible]
3.2. [illegible]
[illegible]
3.3. 坪程の隣のオーカーさん
[illegible]
3.4. オーカーさんの隣は [illegible]
[illegible]
[illegible] の [illegible] [illegible]
3.5. 化学い
化学つくえ [illegible]

33.

土面記入

相馬伝は [illegible] か
[illegible]
22.6 [illegible]

1. 相馬 [illegible] 色の [illegible]
[illegible] の1/4
2. [illegible] 色金 [illegible]
3対5 [illegible] 色金 [illegible]
3. [illegible] の範囲
2.3. 但 相馬 [illegible].
4. [illegible] の理由 [illegible]
金色の地 [illegible]
5. [illegible] 色金 [illegible] 新田
[illegible] 新田 [illegible] 先生の時 [illegible]
[illegible] 口数 [illegible] 言っていると [illegible] 経緯 [illegible]
[illegible]
6. 公害 [illegible] の [illegible]
[illegible] 30.7.4 [illegible]
[illegible] 部 [illegible]
7. [illegible] 二部 の [illegible]
30.10 [illegible] から [illegible]
[illegible] 上堤 [illegible]
8. その外の [illegible] 強くしなかった
[illegible] 先生方 の [illegible] この [illegible] [illegible]
[illegible] [illegible]
9. [illegible] 入り
[illegible] 地 [illegible] の [illegible] を [illegible] の [illegible]
[illegible] [illegible] [illegible] を [illegible]
10. [illegible] 部 [illegible] の影響 [illegible]
[illegible] 色 [illegible] 起きない [illegible] 田 [illegible] 思 [illegible] と [illegible]
[illegible] 部 [illegible]
11. 部 [illegible] から [illegible] 田 [illegible] 出 [illegible]
中 [illegible]
[illegible] [illegible] 要 [illegible].
田 [illegible] [illegible]

10. [illegible]の[illegible]部[illegible]を[illegible]ことは[illegible]中さくも
[illegible]地元の要望

11. マイトの量
約26〜27立平米

12. マイトは何か
[illegible]以外は無い

13. [illegible]
[illegible] [illegible]

14. マイトの爆音の伝達の[illegible]
[illegible]
[illegible]

15. 爆音が意味の[illegible]があるか
[illegible]

16. 爆音の音から発見として
[illegible]人の報

17. マイトの[illegible]の部落の住民[illegible]
新[illegible]の[illegible]士人に[illegible]

18. 太田部落の[illegible]
[illegible]

19. 部落長[illegible]
[illegible]
[illegible]部[illegible]
[illegible]

20. [illegible]の例[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

21. 爆[illegible]の[illegible]
[illegible]中[illegible]

太田部落鉱害について

争議、経過報告

企画課

太田部落鉱害に関する争議経緯について

昭和3年1月16日素礦部稲葉氏外太田、野上作松、井手周市の二氏来部あり、太田部落中の為末広宅では鉱二坑鉱夫が昭和2年11月に停部直後復旧工事をしたが被害が又起つた旨鉱に此の事を申出たところ、当鉱は復旧後直ちに新たな鉱害が起ることは自分のところではないと考へられる他に原因があるとのことであり、井手氏は特に附近の採掘をしてゐたので氏等の鉱害だと考へられるとの申出があつた。

当鉱としては鉱区外であり、当鉱の採掘区域から限界角をとつても鉱害についての責任は考へられないことを説明したが強く他に原因が考へられずとのことで当鉱としては念のため再調査することとした。

此の事情は日鉱二坑鉱業部と関係あることであり、新合せたところ日鉱としても再調査することであつた。

当鉱は同面による調査と現地の鉱害について調査したが部落の申出の如く原状に不安を感ずる程の鉱害とは考へられず部落側の申出はコダイのものと思はれた。

此の間に部落側野上作松、井手周市氏より甚だ激しい抗議的な申出あり当鉱の満足がないとつめられても当鉱としては責任あるものかあれば絶対責任をもつて復旧するが、当鉱の起因とは思はれないので、陪かに治まつてくれと再度に亘つて要望した。

これらの経過については部落代表者の感情的なものである様に見受けられる

日鉱二坑鉱業部と協議の結果為末氏宅の附属地のある箇所について調査することとした。

争議経過

S31. 1. 16.
書記部報告より右社相 野上作松、井手国市の二氏来社
会上部長内の岩本氏宅とは鉄二郎が仮斡旋し後日工事中であった（着手 S30. 11. 26.）
全家は後日工事を概略完了した由後又くるって来た。此の原因は共同水道管の接続に起因するものと思われるとの要求があった。当局としては鉄工所のことであり当局の接続は全家に影響を與へる様な接続はしてゐないと一応説明した。
日鉄二郎は自分のところへの被害とは思はないと言ってゐるから日吉の他に此の原因はないと強く要求あり。仮って原因については調査することにした

S31. 1. 17.
日鉄二郎用地課に出張し吉崎、長谷の二氏と面談した
日鉄二郎はその被害は当社のものと考へられないが、只今鉄道課で再調査中とのことであった。
牧谷及市部課に出張、鉄管について鉄業株の等価の範囲について御説明した

S31. 1. 31.
野上作松、井手国市来社
日鉄二郎は調査を開始した。日吉鉄は減免なしと強く抗議があった

S31. 2. 1
日吉鉄は自分の責任とは思はないが再調査開始を開始した。

S31. 2. 6.
野上作松、井手国市来社
日鉄と共同調査が行はれてゐないと抗議があった。

S. 31. 2. 17.
日鉄二郎に出張
日吉鉄の接続状況を図面を以って説明した
日鉄二郎も自己の責任とは思はないとして再調査して、その上会談することにした。

S31. 2. 21.
野上作松、井手国市来社
調査が決定なしと言及せり、当局としては良心的に実施してゐる旨傳へ
先ほど少人体積的なものかなる様に思われる

S31. 2. 22.
野上作松、井手国市来社
日吉鉄はおくの要求について減免がないと追及せり当局は絶対責任はない実情を説明したるも信用しない

S31. 2. 24.
日鉄二郎に出張
共同調査をすることにした。岩本氏宅の宅設地の模様を調査するため取明け作業をすることにした。

S. 31. 2. 25.
先市氏宅の地鎮作業については実施することを確認した。
該費用は折半にして欲しいと日鉄に強く要望があった。
当社は乃至事務部の裁定によって定めることを主張した。

S 31. 2. 27.
洞窟に不発事務所を存在させることは支障があると部落代表
野上氏より申入れがあった
洞窟は労務者は日鉄、資材を日吉が一応主管へ被害起因
者が判明したら主管責任者が負担することを定めた
先市氏宅作業中は居住不能なので日鉄の当社を借して欲しいと
ことで了解することにした

S 31. 2. 28.
先市氏家屋修復工事に着手.

S 31. 3. 2.
全家の床下に毒蛇でる。古用である採掘は地図不明
小型地図による採掘と思考される

S. 31. 3. 5.
先市氏陥没地の取明作業は一応完了した。今後陥没が起る
ことは考えられない
取明地点は現在する
陥落地は昔時の古用と思われる。採掘跡は坑外出路をもって
現在たものと思われる
先市氏宅は一応了解したが他に家屋4軒屋外9軒に
陥没地あり御義氏は居住に不安であるので此の資材の調査
を野上氏より要求があった
此のことについては御村の上回答する（日鉄、時井用が全体）
上記の部落に申入れた現実に居住に不安を感じる程の陥没はない
採掘を強い迫めに入る程度であったと云う話とは考えられない

S31. 3. 6.
日鉄下淵に出張　会議
桃堂氏宅南東約10mの位置に陥没があった。
此を埋めて欲しいと部落より申入れあり。当社責任による調査を
することを日鉄より申入れ了解した
洞窟は労務者日鉄、資材は吉村会社で一応主管することにした

S 31. 3. 7.
洞窟坑内の確認に関する

S 31. 3. 23.
大日部落総会出席 要望書 野上徳松氏宅地
坑内作業の終末をあげる様御願い要望書、特殊な問題にして
また当鉄は鉄道所であり、自己の起因でないので無責を理解して
貰いたい 相応に費用を出して問題を考慮してあることを述べた

S 31. 3. 28.
海へ抜ける一片の取明作業、コークス工場の一片の採掘跡を当
鉄は取明して採掘区域を立てることを約束した。
此の作業の方法を当社に発表した。

S 31. 7. 1°
海八地点一部私地、コーヒリ工人地盤の進行化捉れつつ部
落側より陳情させてくれの要求があるので本日入地完了せた。

S 31. 10. 5.
用悪地は右側に空洞深さ約 400 で海岸八戸の下盤に
若干しかのつ中止した。

S. 31. 10. 7.
海岸八戸地点一部私地コーヒリ工人戸数跡の全員測量を実施
した
(土金測量の図面別紙)

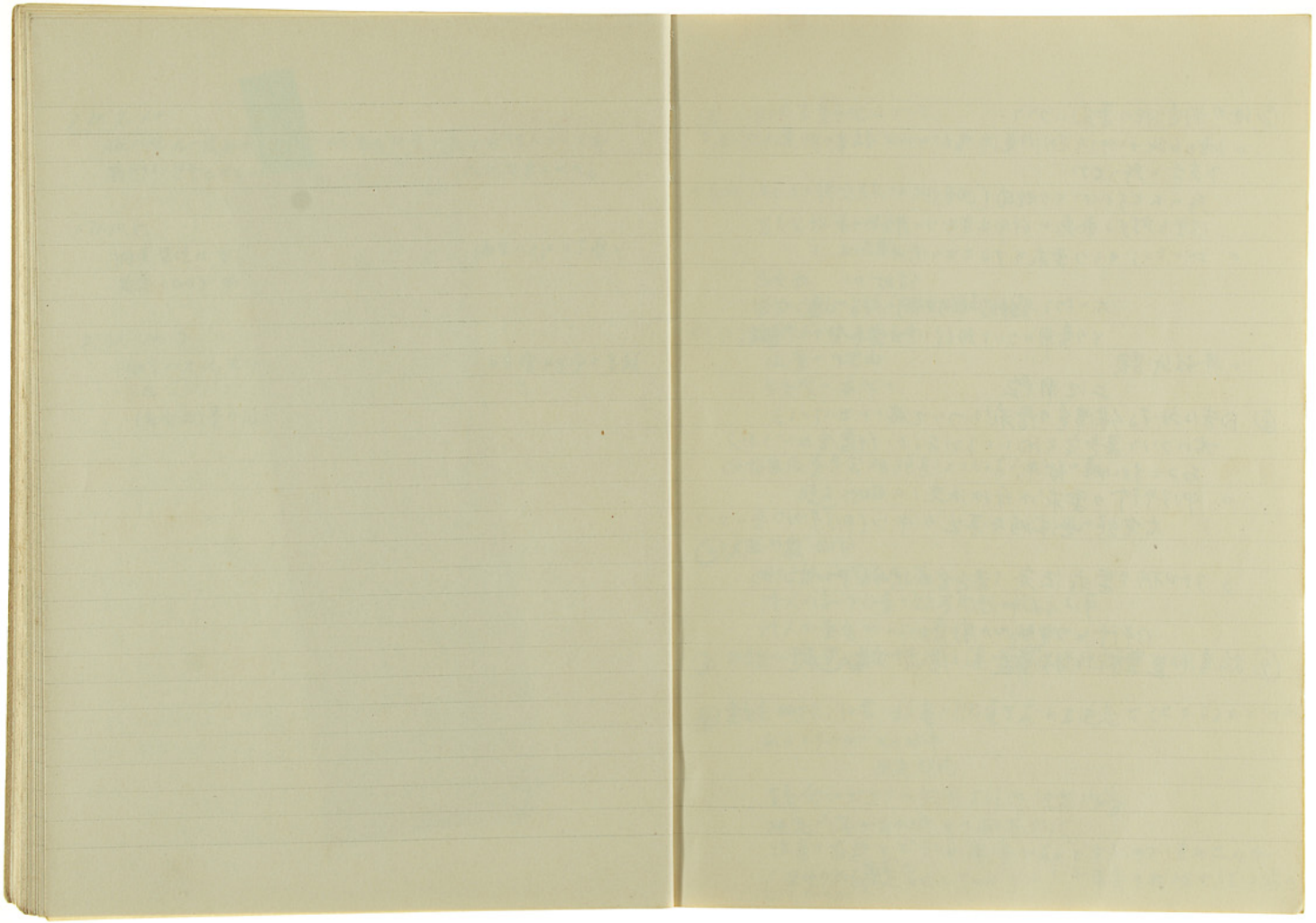

⑦ 他の相互会社の要求について

○ 時の経過から何のため相互会社を相互会社にしなかったか 銘柄の判定について不充分と考へたか

考へたとすればその理由（相互会社が被保険者と考へたのか、相互の信頼に対する発表が使用出来ないと考えたのか

○ ボーリング会社の要求をすることを決めたのは

何時か

右によって具体的に何を知ろうと思ったのか

その費用について何くらいの要求会で採決したか

○ 発行株数

上記用紙

⑧ 日吉にみる保障会の要求について

右について要求会で問題になることがあるか（總会はどうか）

あるとすれば はい

○ 甲13号行の要求は何故決定したのか

右会社の具体的な事実のキソ（甲13号の内容について 結局）

○ 350万円の要求決定を要求会で決めたことがあるか

はい

13号行との会社との関係

⑨ 銘柄調査要求と保障会との請求の関連性

⑩ 銘柄外要求会について

① イ かく

要求会社員のはい

目的

要求数

要求の選出の経緯（被保険者の要求の決定

決定があれば そのはい

改選の理由

要求会に本所の

あるとすればその数

② 指定後要求会から脱退したものもあればその数

脱退理由

② 大西の家

甲8号株との相互関係

役人のなかに日吉の銘柄内容と関係ある者

役人が要求が何故なったかーはい

③ 日鉄に関する銘柄調査 信要求 受付の経過

④ 要求会任期切れ銘柄の調査を求める決定をしたことがあるかどうか

あるとすれば その はい

決定理由

要求会でどうさせる調査対象の決定内容

決定内容があればその調査対象

銘柄の有益とどういう関係があると考えるのか決めたのか

（異議の調査要求 とすれば どういう事実を判断せしめる者に したのか

審査会に於て現地現場作業の終了後結果との関係をどの様にして
判断しようと考えていたのか（例えば白紙の判断者の結果審査について
従ふつもりであったのか
現地現場作業を行なはせた理由を被告人に説明せ
知らせたとすれば如何
方法

⑤ 地内面積作業の実施について
右作業の実施について 1. 審査会が検討したか
2. 右作業に対する審査会の対策
3. 作業を指示したのはどういふ理由か
既審に関係のないと判断したのはどうか
方向理由か

⑥ 作業の結果に関して
作業終了後審査会を開いた
否に関する 開いてとすれば ということを記憶せず

1. 右事実面積作業の結果について
審査会ではどういふ結論を出したか
右決定を認めた 人
理由
日時

2. 地籍 —
現地の現場作業中見たか
見たとすれば 作業の相違があるか
今迄のにどうして地籍の担当者は違ったと言うのか
結果に対する審査会の結論

検証調書

事件の表示 昭和31年(ワ)第146号
期日 昭和32年4月10日午前10時
場所 熱海市網代字上田
裁判官 相原光
裁判所書記官 有沢富士雄
当事者の出頭 原告代理人 北崎幸雄
〃 〃 北崎義人
被告訴訟代理人 野上修
右補佐人 野上孟
被告訴訟代理人 北野白寿
鑑定人 西田正生

手続の要領

1. 検証の目的
本検証の目的は熱海市網代字上田村在の被告居住家屋、家屋の地位及隣接地然塔外3筆の地籍と前記家屋との地理関係並に同部分の日当結果外社会の面積、供述者名宅の地位等を検するにあり
尚現場の接近、及び検証の結果を明確にする為現場を取囲む長巻等二巻を作成し調書末尾に添付す。

2. 現場の接近の状況
本検証の現場は熱海市網代字上田村226番地の1地上に存する原告会社寮の日当結果の南西及南北部一帯に亦る住家にして

この附近一帯には日鉱寮所のものと思われる多数の社宅あり、日用品販売の店舗も処々に見受けられ近くに一二の売店施設があり、表には筑豊炭田特有の硬山を始め炭化地域としての一面を有する地帯である

3. 現場に於ける当事者の指示、主張

(1) 原告代理人

本件現鉱区保は此の点（現場見取図(イ)点ア点長井工業の手前の低付樋の地点）より桜壽寺様の家屋前に立てある低付樋を経て南北に延長してあり且現鉱区に於て幅約三尺、俗称八尺の樋管の為埋没した為此迄の位置は甲第4号証の図面に示す通りである

此の為此迄の為当庭は被告限界内であるとしてとった地表上の地域内には被告等の家屋は何れも存在していない。従って被告等居住家屋の被害は原告会社の鉱害によるものではない

と現場を指示しつゝ主張し尚被告等の部分の家屋について訴外日鉱鉱業株式会社が被害復旧工事を施した事実は事実なりと述べた。

(2) 被告選定当事者代理人

本件現鉱区保並に幅約三尺、俗称八尺の位置については争う

桜壽寺様家は昭和20年11月中旬には日鉱鉱業株式会社より鉱害復旧工事として葺替えたが其の後再び原告会社の鉱害に依り傾斜測定器で測定の結果僅少の傾斜であり現在見られる通り柱等も

相当傾いている。

次に山本覚宅も右同日に日鉱鉱業より復旧工事として葺替えたがこれも現在見られる通り障子の立つけ等が悪く傾斜している。又山本武平宅もそうである。此の家屋は昭和21年に新築した家屋であるが現在多少狂が傾いている

山内毅宅も此の通り柱等が傾斜している

次に郵上代治宅もそうである。此の家屋は日鉱鉱業より復旧工事は受けていないが狂が傾き昭和25年11月頃より柱も傾き壁との間に隙を入れて使用している。尚家屋前の通路上にも二ケ所陥下したことがあった。又上鬼丸吉郎の家屋も日鉱鉱業より復旧工事を受けたが現在確に此の通り傾斜が出来ている。小島ハル宅も表の障子が傾き中の柱も傾いており、茶坊主代治宅には外壁が陥下した事がある

又訴外原田、地戸の両社宅も此の通り表土内に亀裂が這入っている。

これは皆原告会社の地下採掘に基く鉱害であると夫々現場を指示しつゝ主張し尚他の被告居住家屋の鉱害も大同小異である。

と述べた。

4. 検証の結果

原告主張の現鉱区保と甲第4号証の図面に基き検分するに該現鉱区保は現場見取図(イ)点（字長井工業に示す手前の低付樋の地点）より桜壽寺様宅前にある低付樋（字長井工業の先方の樋）を直保

に結ぶ線を大に南北に延長した線である
此の現統已線に最も近い梳堂先は現統已線より
東南隅の柱から約1.9尺、東北隅の柱を約6.3尺
の距離である、又山内義先も現統已線より東北隅の
柱迄約12.3尺東南隅の柱迄約2.4尺等の距離
である
被告等居住家屋と右現統已線及嶋崎主人ア
海老八人アとの地形関係は別紙略図之取図の通りで
ある
扨被告居住家屋の北側等を検するに梳堂先本部
宅は柱が傾き傾きとの間きが約2寸あり之の間用は
至極困難である
又山本武市、山本忠、山内義、野上作松、小島二作、荒
牧長作等の各被告宅も右梳藤先と大差はなし
柱が傾き傾きとの間きが一寸程あり壁と柱との
間きも同程度と思はれる
上塚善右衛門の家屋に於ても然りである
又沖外八郎田、戸内敬土内に於ては約1尺位の急斜
が幅約4寸程あり居れ何れも多少の無理は
止むを得ない、他の被告の家屋にも多少の狂いが
あることは争はないので検証をなさず
又被告中の部分の家屋に対し文部大臣銃剣教練
代金及び銃剣教練用ゴム弾の拠出したことは争はない
受命裁判官は以上を以つて本検証を終了する
旨を告げた
尚土塁の総延長及同塁の上に設置する防護柵は
別紙図面の通りである

裁判所書記 [illegible] 有働富士雄
受命裁判官 相原 允

によるもの.

B. 家屋自体の老朽、構造施工上の不備

C. 材料及び発現の不良

D. 趣旨、掛れの不良.

E. その他

によるものと考へられる

限界値がうせても、又個体相互の一定したかなり点のうせても落告例の家屋か原告例の採掘による影響でない事は全く明らかである.

鑑定書

鑑定人　西田正

本件に関する採掘は蜂蜂五尺戸、海保八尺戸の両戸の採掘で蜂蜂五尺戸は採掘山丈 2.60m で昭和26年より昭和29年にかけて地表下約13mより50mの間において35%採掘を行い尚残部の65%は昭和29年より昭和30年に至る間に採掘を行っている。又海保八尺戸は採掘山丈 1.80m で地表下15mより80m間を昭和27年より昭和28年にかけて100%の採掘を行っている。

この採掘によって被告側の家屋に鉱害を及ぼすか否かは、その沈下限界を示す限界角によって決定される。限界角は一般に45°—65°の範囲に存在するが、主として地質性状によって左右され、地域的にその値は異なる。従って限界角の決定に際しては その地域固有の実測値によらざるを得ない。

該地区において蜂蜂五尺戸の特別採掘の際、即ち昭和28年より昭和30年の採掘跡に沈下測量を行い限界角54°の実測値を有している（Safety Service 社）この事実は海保八尺戸の上部約54mの位置の土内八尺戸（昭和31年頃迄の採掘）の採掘による原告側の社宅である、地区、城戸の家屋に鉱害を発生している。尚城戸の家屋は軽微なる鉱害にしてこれに隣接する西田の家屋には全然鉱害の現象を見る事は出来ない。この事実は明らかに限界角が54°程度であることを物語っているものである。

次に当該の相部落附近地内外周において大きな陥没のない事は、堅坑周囲及び古洞の取崩地迄より明確であり、尚該地区の西部には海保八尺戸断層（落差20m）及び蜂蜂五尺戸断層（落差20m）があるが山内毅、岩本宏幸の家屋は断層より数米の所にあり この様な津部採掘は事実上不可能である。従って限界角54°として海保八尺戸、蜂蜂五尺戸の採掘の影響範囲は十重に試算された通りであった。

尚この限界角は地質の伸び先よりとったもので、鉱床の地下生成にこの限界角より内側（採掘部に近い方）に来るものと考へられる。

然るに被告側の家屋は寧ろこの限界角の外側であり、最も接近せる（権藤の家屋）で約5m最も離れている所（荒巻喜代治の家屋）で約40mである。

若しこれが海保八尺戸及び蜂蜂五尺戸の影響だとすれば海保八尺戸で限界角25°、蜂蜂五尺戸で12°となる。この様な例は内外の文献にもその例を見ない。

この限界角の点から考へると、被告側の家屋は明らかに原告側の採掘によって生じた鉱害ではない。

又地表沈下現象において採掘周辺部の傾斜は一様に採掘中心部に向かへまものであるが原告、被告の共同測定による傾斜測定結果は別図に示す如く、その傾斜方向は全然一定性がなく原告側の採掘による影響とは考へられない。

然し該地区の家屋は鉱害類似の現象を呈しているが これは

A. 盛土、石積み、傾斜地の印西等基礎の欠陥

前章へ

1. 証人は日本鉱業株式会社東俣測量係長をしているか
はい。昭和26年より測量係長をしています。
2. 証人の職務内容は何か
日本鉱業㈱の事業に関連した坑内および坑外の測量事務一切を行っている。
3. 昭和29年10月6、7日の両日本件坑内の発破作業の結果につき測量を為したことがあるか
あります。
4. その測量は誰から為したか
隣接坑内の日鉱二坑鉱業所の竹原測量係長以下4名で測量を実施した。
5. その測量には貴方の方から立会したか
私が立会しました。又私の外に本件の父より4名の測量の立会をしました。
6. その際被告も立会したか
はい、立会しました。終止一緒に手伝外ありました。
7. その測量は坑内も坑外為したか
そうです。坑内外に亘り実施しました。
8. その測量範囲は如何に
海人坑内の一番上の水アは等高坑道内断層を横切しつつ日本新坑二坑まで、そして次の内の私道海人アは坑口より九一二片まで、そして次の内の私道である。
坑外関係は坑口より社宅屋の周辺である。
9. その他の測量の目的は何か
諸々鉱山保安上の必要上の目的が主眼である。
尚本測量は昭和26年9月26日日鉱二坑と立会測量の際結果に基き海人坑内に測点を設置してあるのでその測点を利用した。
10. その測量原点は被告坑内の原点と同一か
同一
これらの鉱区境と坑外の関係如何
11. 立会測量を為したと認む
本日証人の証言内容について当日および事後調査した結果を総合に基き記載者である。
日鉱二坑の坑口よりつて海人坑道出口と本日証人の住宅間を測定した明らかにされたる
12. 証人は甲7号証を知るか
知っています
この図面はどうして調製したか
立会測量の原図との照合の上に基き作成したものである
13. 証人は甲8号証を知るか
知っています。
14. 何に基き調製されたものか
昭和26年9月26日日鉱二坑長と貴方と立会測量に基き立会測量図および今回の立会測量図並に実地調査の結果に基き調製したものである

1. 証人は日吉鉱業所会重課測量係長をしているか。	1. している
2. 何時頃からしているか	2. S13年頃より測量係長となり現在に至る。（S13年に日吉鉱業所の測量係として入社）
3. 職務内容は何か	3. 日吉鉱業所の事業に関連した坑内坑外の測量一切を行つている
4. 証人は S31. 10. 6. 7. の両日に海星八尺層、コーモン五尺層の採掘跡の測量をしたことがあるか。	4. ある
5. 右採掘跡の測量は地主取明作業の完了した後したものか	5. そうだ（自分のやつた採掘跡と組合事務所との関係を明らかにするためだと思う）
6. 右測量は日鉄二瀬鉱業所との立会測量か	6. 然り
6' 日鉄側は誰が立会したか	6' 竹原測量係以下5名である
6' 日吉側は	6' 自分の外測量係第1係である
7. 日鉄と立会測量した理由	7. 本件租鉱区の租鉱権は日鉄より租鉱権設定を受けたものであり、隣鉱区も日鉄の鉱区であることと
8. 被告側も測量の際立会したか	8. 立会した
8' 日吉より測量することを告げて立会を求めたのか	8' そうだ
9. 誰が立会したか	9. 野上(和)井手 大阪、北本 外2名の鉱業所集員である
10. 測量は坑内坑外ともしたか	10. 然り
11. 本件測量の目的は	11. 海星八尺層、コーモン五尺層（本件租鉱区内と海八坑内の）の採掘跡と坑外被告部有者家屋との関係（位置）を明らかにする為
12. 甲第7号証を示す 之は如何なる図面か	12. 右立会測量の結果に基き作成した測量図である
13. 測量の原点はどこか	13. 海宮鉱山監督局の設置している五反田三角点が原点である（通称ここを五反田鉱区三角点と言う）
13' 本件の立会測量の時は五反田三角点を使用したか	13' 右五反田鉱区三角点からはしなかつたそれは ~~他事測量には~~ S26. 9. 26. に日鉄と ~~コーモン五尺坑の立会測量~~（海八坑内の採掘跡について）をしたことがあつたその際五反田三角点より測量して設置した測点が海星八尺坑内にある

	のでその測点を利用した。 従って五五四三角点より測量したと同じである
14. 五五四三角点とは本件租鉱区の原点の原点か	14. 然り
15. 原点を同一にすることによってどういふことが判るか	15. 本件租鉱区の租鉱区位と地内外の関係が明瞭になる
16. 甲7号証の測点の上に書いたアルファベット文字や数字は	16. 測点の名称です
17. 下部の数字は	17. 測点の海抜標高です
18. 鉛の巻尺縄の線は何か	18. 南北及東西の方位を示す線です 縦巻距、横巻距線です
19. 本測量の結果どういうことが確認されたか	19. 原告の海抜八尺P、コーモリ五尺Pの採掘跡が石巻事務所及通産局に提出している位内実測図に示す採掘範囲の通り間違のないことが確認された。

20. 本測量の結果太のことが確認されたので10鉄も被告東産については日吉の鉱業でないことを認めているのではないか	20. 認めている そしてその事を日鉱よりも被告側に話し、~~木田部落日鉱業が~~ ~~日鉱が責任を持つと言っている~~ た間違っている
20. そのことには日鉱も認めた	20. 認めた
1. 甲第7号証を示す 海岸べりの海抜八尺一片、九二片の標高が各々+25.1m +12.8mとあるが何か	1. 海抜水準線上を+を差し、水準以下を−で表してある 従って九1片が+25.1m 九2片が+12.8mである
現地の海抜水準は何か	現地の水は +25.580mである
実地は何m位高くしたか	つまり370位高くして海ベりを造った。従って現地の地盤は海抜+10.280mとなる
此の辺なことはどうして分るか	測量によって分る
2. 甲第9号証を示す 海ベりの上部5m15上にドコバスアがあるが現地には何故無きしなかった。 それに上部に0.61mの巻尺があるが何か ~~ドコバスアを切り上げ~~ ~~ドコバスアの開き~~ ドコバスアがあるが	2. 火成岩の侵食によって無きになり新増ドンになってゐた 当地ではしりとりとまって ~~巻尺~~ 巻尺であり、採掘してゐない巻尺である ~~そうです 採掘~~ そうです。二小を採掘してゐない
3. 先事業の赤下 何が巻尺は何か	3. コーモリ五尺Pである
此の地点と原告会社の採掘跡との関係は何ア名ることはどうして分ったか	本物を当て 巻尺線を使って測量した処、巻尺P巻線が不整合であったので断層があることが考へられ 確認地点に於て確認された ものである
本物Pは何を使ったのか	深さ5m位の断層があると思ふ
4. 証人に ~~[illegible]~~ 原告会社に於て地表地下測量をしたことがあるか	4. 昭25.12.[illegible] − 31.12 間に地表坑道の状況の地下測量を行った
それによって限界点を知ったのか	そうです 鉱業の秘事限界が分りました

コーモリ五尺戸 採掘状況　　沈下測量

第一次　26年4月 — 27年3月
第二次　28.12 — 30.6　　28.12月
第三次　30.5 — 31.2　　1年半(18月)で沈下(今)

岐丈 2.27m
幾丈 1.33m
採丈 2.27m

荒本東の試掘面作業 … 31.2.28 — 31.3.30
坐位 続き　31.3.7. — 31.10.5

坑道面作

◎坑内実測図等し

1. コーモリ五尺戸
　コーモリ堅入 … S24年
　左一、左二片延　S25年
　左三、左五片延　S26年
　払い始めたのは S26年12 — S27年 35%。
　後の残り 65% は 28年下期より — 31年に至る間

2. 海家八尺戸
　左一 左二片延　S22年
　左三　S23年
　27年に採進終了
　27 — 28年頃 主として採掘。

1. 石炭採掘鉱区譲渡許可願書
2. 使用料減免許可願書
3. 鉱区減坪及許可願書
4. 起業計画書部外者
5. 鉱業用電気使用許可願
6. 鉱業に対する[illegible]法令及部外者使用許可願
7. 日鉱に関係鉱業所との会例室関係図
8. 本田部落附近坑内外関係図
9. 表了捷地図.

10. 地図日記
11. 地図日記
12. 作業日誌 — 1-43
13. 要求書等(志田)
14. 日吉の図答書
15. 坑内実測図.
16. [illegible]
17. 作業日誌 (志00) 1-156

STY
TOKYO